

## 4 在宅生活の支援

障害者総合支援法による障害福祉サービス以外の在宅生活を支援する制度です。  
難病患者等（医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認）も対象です。

★印の事業は、塩尻市ホームページから申請書をダウンロードできます。

### （１）手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ★

聴覚障がい者の社会生活における相談、公的機関・医療機関等での用務及び集会等におけるコミュニケーション支援のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

- ◆対象者 聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者
- ◆利用方法 派遣申請書を提出します。（FAXでも可）
- ◆自己負担 派遣に伴う自己負担はありません。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2123 FAX:0263-52-7732）

### （２）日中一時支援事業 ★

在宅の障がい児・者の介護者が一時的に家庭で介護できないときに、施設等で日中の介護が受けられます。

- ◆対象者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆利用方法 利用希望の方は、担当窓口にご利用登録申請をして、施設等と契約をして利用することになります。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

### （３）タイムケア事業 ★

在宅の障がい児・者の介護者が一時的に介護できないときに、隣人や知人又は指定された団体等の介護が受けられます。

- ◆対象者 在宅の重度心身障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者・児
- ◆利用時間 年360時間以内（送迎時間も含む）
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆利用方法 利用者及び介護者の登録を行います。  
※障害手帳及び印鑑を窓口へお持ちください。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

### （４）地域活動支援センター ★

通所により、創作活動、生産活動などの共同作業訓練等を行います。随時、見学、体験実習を行っていますので、担当窓口へご相談ください。

- ◆利用方法 市に利用登録申請をします。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

## (5) 訪問入浴サービス事業 ★

家庭での入浴が困難な重度身体障がいの方に対して、訪問入浴を行います。

なお、介護保険に該当される方は、原則として介護保険のサービスを優先します。

- ◆自己負担 光熱水費等の実費は自己負担となります。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

## (6) 障がい者にやさしい住宅改良促進事業

身体障がい者が、日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、トイレ等の改修に要する経費を補助します。

- ◆対象者 身体障害者手帳 1～6級の65歳未満の方で、世帯全員の申請日の属する年度（4～6月は前年度）における市町村民税の所得割が非課税の方（ただし、4～6級は独居者又は常時介護する者がいない方に限る）
- ◆補助金額 70万円以内（自己負担を含む、日常生活用具給付事業及び介護保険による「住宅改修費」該当分を除く）
- ◆自己負担 原則1割負担
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

## (7) 強度行動障害児者住宅改良促進事業

在宅で生活する一定以上の行動障害がある児、者の住宅に対して、障がいの特性に応じた居室等の改修に要する経費を補助します。

- ◆対象者 障害認定区分が3以上で、その区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上の方が住む世帯で、世帯全員の申請日の属する年度（4～6月は前年度）における市町村民税の所得割が非課税の方
- ◆補助金額 90万円以内（自己負担を含む）
- ◆自己負担 原則1割負担
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

## (8) 身体障害者自動車改造費助成事業

身体障害者手帳をお持ちの方が自動車を改造する場合、改造に要する経費を助成します。改造前に必ず担当窓口にご相談ください。

- ◆要件 自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することによって、社会参加が見込まれる方
- ◆助成金額 改造費に要した経費（10万円を限度）
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

## (9) 身体障害者自動車運転免許取得助成事業

身体障害者手帳をお持ちの方が自動車の運転免許を取得する場合、その取得に要する経費の一部を助成します。教習所へ申込をする前に、必ず窓口へご相談ください。

- ◆要件 自動車運転免許を取得することにより、社会参加が見込まれる方
- ◆助成金額 免許取得に要した経費の2/3（10万円を限度）
- ◆窓口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115～2116）
- ◆その他 予備適性検査については、中南信運転免許センター  
（電話：0263-53-6611）へお問い合わせください。

## (10) ストマ使用者助成事業・腹膜透析助成事業

ストマ用装具を使用している方及び腹膜透析を行っている方に対して、経済的援助を図るため、助成制度を設けています。

### ◆対象者および助成金額

#### 【ストマ使用者】

- ・身体障害者手帳（ぼうこう・直腸機能障がい）をお持ちで、日常生活用具の給付制度を利用して購入したストマ用装具を使用している方
- ・1か月の自己負担に対し助成（月4,300円を限度）

#### 【腹膜透析】

- ・身体障害者手帳（じん臓機能障がい）をお持ちで、腹膜透析を行っている方
- ・衛生材料に要した経費の1/2を助成（月1,000円を限度）

- ◆その他 申請には、領収書（原本）が必要になります。
- ◆窓口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115～2116）

## (10) 公営住宅の入居

障害者手帳をお持ちの方又はその方と同居する世帯は、優先的に入居できるよう配慮した入居者選考制度が設けられています（県営住宅のみ）。また、障害者手帳をお持ちの方は、60歳未満でも単身で入居できる場合があります。

公営住宅の一部には身体障害者専用にはバリアフリー等に配慮した部屋が設けられています。

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

### ◆窓口 【市営住宅等管理窓口】

長野県住宅供給公社塩尻管理センター（総合文化センター1階）  
（電話：0263-87-7420）

### 【県営住宅】

長野県住宅供給公社松本事務所 松本市大字島立 988-1  
（電話：(代)0263-47-0240）